

総務文教委員会記録

○開催日時

令和3年12月8日 午前9時58分～午後3時20分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 中島由美子
副委員長 屋久弘文
委員 川添公貴
委員 新原春二
委員 森永靖子

委員 徳永武次
委員 坂口健太
委員 山元剛
委員 山中真由美

○その他の議員

議員 井上勝博
議員 塩田耕太郎
議員 成川幸太郎

議員 阿久根憲造
議員 犬井美香
議員 坂口正幸

○説明のための出席者

総務部長 田代健一
総務課長 橋口堅
秘書室長 山元一将
文書法制室長 久米道秋
財政課長 鬼塚雅之
財産活用推進課長 奥平幸己
税務課長 佐多誠一
収納課長 山口隆雄
契約検査課長 園田克朗
危機管理監 佐多孝一
防災安全課長 堂元光信
原子力安全対策室長 祁答院欣尚

広報室長 川床和代
ひとみらい政策課長 入枝哲也

会計課長 西元哲郎

教育部長 上大迫修
教育総務課長 大濱浩一
学校教育課長 玉利勝美
社会教育課長 松田啓美
文化課長 堀切良一
少年自然の家所長 南竜治
中央図書館長 尾寄菊一

企画政策部長 古川英利
企画政策部次長 上戸理志
企画政策部次長 古川誠
企画政策課長 下門隆嗣
行政改革推進課長 東田幸一
地域政策課長 下蘭伸一
情報政策課長 福元昭宏

選挙管理委員会事務局長 坂元久徳

監査事務局長 茶園勝久
公平委員会事務局長

議会事務局長 道場益男
議事調査課長 川畑央

○事務局職員

事務局長 道場益男
議事調査課長 川畑央

課長代理 前門宏之
主幹兼議事グループ員 上川雄之

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
議案第111号 薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	行 政 改 革 推 進 課
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	地 域 政 策 課
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	ひ と み ら い 政 策 課
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	情 報 政 策 課
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	広 報 室
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第112号 旧薩摩川内市川内文化ホール解体工事請負契約の締結について	文 化 課
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
	中 央 図 書 館
	少 年 自 然 の 家
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
	秘 書 室
議案第110号 薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	文 書 法 制 室
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
	財 産 活 用 推 進 課
	税 務 課
	収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
	原 子 力 安 全 対 策 室
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
	会 計 課
	監 査 事 務 局
	公 平 委 員 会 事 務 局
	議 事 調 査 課
請願第5号 平成29年(2017年)10月23日(月)県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故 に関する調査についての請願	

△開 会

○委員長（中島由美子） それでは、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△企画政策課の審査

○委員長（中島由美子） それでは、企画政策課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、議案第120号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣） まず歳出は、予算に関する説明書、42ページになります。

2款5項2目基幹統計調査費は、職員手当等を減額し、需用費を増額したものです。

続きまして、77ページ、10款5項2目文化振興費のうち企画政策課分は、次の78ページでございます。説明欄の上から五つ目のマル、恐竜化石活用事業費は新型コロナ対策により購入したサーモグラフィー検温器の不用額を減額するものです。

次に、歳入です。

予算に関する説明書は25ページになります。

17款2項1目5節電源立地地域対策補助金がありますが、移出県相当部分及び周辺相当部分の補助金の交付決定額確定による増額調整であります。

続きまして、同じく、25ページ、17款2項1目11節特定有人国境離島振興対策事業交付金は、国・県の振興対策事業費の交付決定による減

額補正であります。

続きまして、29ページ、20款1項62目1節地域活性化基金繰入金は、地方創生に伴う事業の充当額の減額によるものです。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣） 企画政策部の委員会資料の1ページをお開きください。

1、令和2年国勢調査人口基本集計結果（確定値）について、11月30日に総務省が公表し、同日主要事項処理経過報告書によりお知らせいたしました。改めまして本市分を報告いたします。

令和2年国勢調査は、4万995世帯、男、4万4,570人、女、4万7,833人、合計9万2,403人となりました。

平成27年と比較しますと3,673人の減少でございします。減少率は、3.82%で県下19市中、低いほうから、いいほうから6番目でございます。

各地域ごとの人口及び参考までに将来展望人口目標と国立社会保障・人口問題研究所推計人口との比較を掲載してございます。

今後、データを抽出、分析等を行ってまいりたいと思います。

次に、2ページをお開きください。

大きな2、甕島4支所再編等により、甕島地域一体化方針を個別方針及び個別取扱いに移行したことから、登載されております企画政策課に関する内容について、今後の取扱い等を報告いたします。

（1）移住・定住・U I J ターンなどの取組については、島暮らしの魅力発信や制度周知、移住・定住イベントの情報発信を継続してまいります。

(2) (仮称) 甌ミュージアムの整備につきましては、今年度より工事に着手しております。また、これまでの博物館構想検討委員会を、より実現化、供用開始に向けた運営協議会へ改編してまいります。

(3) 甌島に特化した補助金等の活用については、引き続き、国・県に対しまして支援拡大等を要望してまいります。また、有人国境及び離島活性化交付金の海上輸送費支援につきまして、来年度分の事業者参加の公募を行ってまいります。

次に、大きな3、薩摩川内未来創生ワークショップの開催について、報告いたします。

未来への発展と均衡ある発展を目指すため、第3次総合計画策定に向けて、様々な広聴活動に取り組んでおりますが、市民参加型のまちづくりワークショップを令和4年2月、3月に2回開催することとしています。市民公募につきましては、1月末から20名程度を予定しております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） 2点ほどお伺いをします。

1点目は、今、国勢調査のデータが出ましたけれども、令和2年度11月現在でいいと思うんですけど、今、住民基本台帳の数、これがどのくらいだったかここで分かりますか。それがまず1点。

それと、甌ミュージアムの関係なんですけど、7年度の全館供用開始に向けてということで取組が強化をされていますけども、7年度に向けて全体像が分かっているのかどうか。今、全体像が分かっている段階的に運営協議会にされているのか、そこら辺のミュージアム全体の中身と、それから鹿島旧支所の全体像、あのハウスの庁舎のどこら辺をどう改装していくのかということも含めて大体想定はされているんですか。それに基づいてやっているんですか。まだ今からつくり上げていくんですか。いかがでしょう。

○企画政策課長（下門隆嗣） まず、1点目、住民基本台帳でございます。11月1日現在の報告ですが、すみません、外国人も含めまして9万3,171人でございます。

続きまして、甌ミュージアムの関係でございますが、本年の3月議会の委員会でも報告させていただきましたが、鹿島支所におきましてのミュー

ジアムの改装工事を今年度から始めておりまして、それを段階的に3階部分、2階部分、1階部分という形での工事を行いまして、7年度の供用開始に向けて整備してまいります。

今年度は、エレベーターの改修工事でありまして、そういった形の工事を既に着手しております。

○委員（新原春二） 国調の関係と住民基本台帳の数の差はやっぱり大学生なんかの住民基本台帳を置いたまま出ているらっしゃる、その数でよろしいんでしょうか。

甌ミュージアムの関係については7年度の開設に向けてそういうスケジュールが立っていくということなんですけど、総体的なものが出ていたら早めにパンフレット等を作って、もう宣伝活動に入らないといけないと思うんですけど、そこら辺の宣伝の在り方についてはどうなっていますか。

○企画政策課長（下門隆嗣） 住民基本台帳と国勢調査の違いは議員御指摘のとおり実際に住んでいる方と住民票を置いたまま、大学生とか出稼ぎに行かれています方とかというのの実態の差だというふうに捉えております。

甌ミュージアムにつきましては、今後は設置条例も含めまして名称等を決めてまいりますので、それに合わせて宣伝活動にも取り組んでまいりたいと思いますのでこちらのほうもずっと検討して準備してまいりたいと思います。

○委員（新原春二） ありがとうございます。

○委員（川添公貴） ちょっと教えてほしいんですけど、特定離島ふるさとおこし推進事業を今後活用して推進すると書いてあるんですけど、甌島のバスの運営補助に関して、この前の一般質問において8,400万円ほど経費がかかっているということの答弁があった中で、これは特定離島の補助対象にはなっているのか、なっていないのか教えてほしいんですけど。

○企画政策課長（下門隆嗣） 委員のおっしゃられる運営費補助には該当しておりません。対象になっておりません。

○委員（川添公貴） じゃあ、8,400万円全て一般財源で賄っているということですか。了解。担当課のところでまた話をしますが、特定離島が使えるのであれば、きっちりと特定離島にかましてやってそういう事業をもう一回申請していた

だいて、国境離島までという欲の深いことは言わないんですけど、提言があったように軽減策を講じる手段として財源が国庫補助であればできるのかなと思ってはいるところでした。分かりました。担当が違うんで、部署で聞きます。

○委員（屋久弘文） 先ほど国調の確定値の報告がありましたけれども、年代別の5年間の推移というのは何かデータとして持っておられますか。

○企画政策課長（下門隆嗣） 年齢階層別でございますが、データの抽出しております。高齢化率につきましてちょっと30%台になったという県の新聞報道でもありましたけど、データのほうはございます。

○委員（屋久弘文） 後でいいので年代別、できれば性別も含めて、その年代層ごとのデータとして、ワンペーパーでもいいんですが、頂ければありがたいんですけど。

○委員長（中島由美子） では、準備をしておいてください。お願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

△行政改革推進課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、行政改革推進課の審査に入ります。

△議案第111号 組織及びその任務に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子） まず、議案第111号薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例等一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政改革推進課長（東田幸一） 企画政策部の議会資料1ページをお開きください。

令和4年4月の組織機構の見直しに係る関係条例の改正として、3条例を一括して上程させていただいております。

まず、組織及びその任務に関する条例の改正についてですが、議会資料別冊の1ページをお開き

ください。

組織機構見直しの内容について、まず、政策実現性の向上、組織・業務の最適化、市役所サービスの充実及び第3次総合計画策定体制の拡充を目指し、令和4年4月に組織機構の一部を見直すものであります。

筆頭部局として設置します未来政策部は、政策目標の実現性向上、第3次総合計画策定体制の拡充、広聴機能の充実を図るため、企画政策部を改組するものであります。

次に、政策実現のための市職員の人材育成、行財政改革と一体となった行政デジタルトランスフォーメーションの推進及び財産のマネジメント強化を図るため、総務部を改組し行政管理部を設置。自然災害が頻発化・激甚化する中での災害リスクの低減と、気候変動対策を一体的に推進するなどのため、総務部の一部と市民福祉部の一部を再編し、市民安全部と保健福祉部を設置し、新型コロナウイルスへの対応、診療所の再編等の政策課題に集中的に対応するため、特定職の医療福祉対策監を医療対策監に改称するもので、本職の配置期限につきましては、継続して検討することとしており、今回の再編に伴い危機管理監から新たな部である市民安全部を設置し、権限を充実することといたしております。

商工観光部につきましては、経済シティセールス部に改称するとともに、観光シティセールスの拡充と文化・スポーツの一体化による交流人口の増加を図るため、教育部文化課所管の文化振興業務を移管し、特定職の観光・スポーツ対策監を観光文化スポーツ対策監に改称するものであり、本職の配置期限については、継続して検討することといたしております。

結果、部局は、10部局3特定職を11部局2特定職に見直すものであります。

なお、課・室については、1課2グループ以上、14人以上、1グループは平均6名以上とする組織設置基準案を定め、同基準に基づく再編を検討することといたしております。議会資料別冊の2ページ以降において御確認ください。

ここで、議会資料1ページにお戻りください。

各部局の主な業務として、未来政策部におきましては、秘書、広聴・広報、総合政策など、行政管理部では、総務、法制、人事、財政運営など、

市民安全部では、戸籍、住民サービス、危機管理など、保健福祉部では、社会福祉、障害者福祉、相談支援などとなります。

議会資料２ページをお開きください。

次に、薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてであります。文化振興業務を市長部局へ移管するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第１項に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例に「文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）」の規定を追加するものであります。

最後に、薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例についてであります。条例中「第１０条協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。」を削除するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（屋久弘文）先ほど来、説明の中で未来政策部を筆頭部とするという表現が出てくるんですが、今、改正しようとしている条例の中に筆頭部という表現すら出てこないんだけど、わざわざこの表現を入れた理由は何かありますか。

○行政改革推進課長（東田幸一）現在も総務部を筆頭部という表現で取り扱っております。今回、秘書室と広報室を一緒に統合しまして秘書広報課といたします。その関係で筆頭部を未来政策課と位置づけたところであります。

○委員（屋久弘文）私が言いたいのはそういうことではなくて、部内には総括課というのを置くように、それぐらいの他の業務を総括するという意味での総括課があるんだけど、部に筆頭部という表現が必要かなということを言っているんです。今まで確かに総務部が筆頭部だったんだと思います。それは暗に筆頭部であって、ここまで明記する必要があるのかなという話をしているんです。

○企画政策部長（古川英利）今、おっしゃる筆頭部の表現についてなんですが、実は関連の規則、条例じゃなくてそれより下のところで職務権限の順番をちゃんと整理しないとイケない部分があります。

今、両副市長の下が総務部長になっております。そういう意味で順位をはっきりする必要があるということと、いわゆる建制順といって組織の順番

というのを明記しないとイケなかったんで、筆頭部という表現を便宜上使わせていただいていた、その順番が変わるということを市民の皆様、議会も含めてですけど、どうお伝えしようかということで選んだ言葉でございました。

○委員（屋久弘文）分かりました。条例の中に、新しい条例の第２条にそれを言わなくても順番は明記してあるわけで、だからわざわざ筆頭部と言う必要があるのかなって質問したかった、内容的にはそういう意味で質問したかったわけです。

（１）でもう未来政策部となっているので、１号に、必要があるかなということでした。分かりました。

○委員（新原春二）今のその筆頭部の関係なんですが、我々がいろいろ部課所にいろいろ質問をかれこれするとき、やっぱり総務部を通して今まで質問なり、あるいはまた情報提供なりをやってきたんですが、今回、総務部が行政管理部になって格落ち——格落ちと言ったらおかしいですけど、そんな感じになっているんですね。今後、我々がそういうものでしていく場合に今度は未来政策部が筆頭になっていくということですから、今まで総務部の中でいろんな各部がいっぱいあって総務部に、はっきり分かっているところは部課所に行きますけど、なかなか分かんところについては総務部に話しをして総務部からいろいろ落としてもらったんですが、この４月からはやっぱり未来政策部がそういう任務を担っていくのかどうか、その点はどうですか。

○企画政策部長（古川英利）今、委員おっしゃっているのが質問とかいうのが議会の関係の窓口は法制の部門が行政管理部にあります。そこが全部仕切ります。それから、日常的な相談事、そういったものは広聴のラインで、広報・広聴を秘書広報課を今想定していますけども、そうやって筆頭部のところでやりますのでそういうのを聞きできればと思っております。

あとはその案件ごとになんですけども、他の課に属さないことは行政管理部の、それこそ筆頭の総務課というのを残そうと思っておりますので、幾つかチャンネルはあるんですけども、うまく使い分けるといってもいろんな機会でもらえて、相談体制は充実させたいと思っているところなんです。

○委員（新原春二）それはよく分かりました。あと一番懸念をしているのが、市民安全部に防災安全課を持ってきたという、ここが一番私は心配をしているんです。なぜ、総務部の中でこの防災安全課についてはあったんですが、そういう面では総体的に総務の中でのこうした危機管理は全体でこうやっていく、その取り仕切りが総務部だったと思うんですけど、今回は市民安全部になっているんですが、今後一つの部課になっていけば、連絡調整が災害があった場合は当然全体が市長筆頭にされるですけども、通常はその市民安全部という部分になっていきますと、非常に格落ちというかそういう体制が脆弱になっていくではないかなと危惧をするんですが、そこら辺の関係はどうなんですか。

○企画政策部長（古川英利）そういうふうにならないようにと考えているところです。簡単に言いますと危機管理監の権限を拡充して、いわゆる部長ということでやりたいということと、今、災害対応は三つのフェーズがありまして、平時と情報収集体制ということのフェーズと、もう一つ災害対策、警戒も含めてという三つのフェーズがあるんですが、やはりその情報収集体制のときは、今、防災安全課を中心に原子力安全対策室と、極端に言うと今年の例で言うと1週間ぐらいずっと24時間勤務を続けるようなことがありましたので、やはり配下の組織を拡充したいということと、災害対策については今ちょっとフロアも狭いところを広くして災害対策時になれば、今の企画、未来政策部も含めて情報収集、広報、そういった応援体制が取れるようにということで、組織の見直しと庁舎のレイアウト、後ほど出てきますけど、そういうのでこれまでのちょっと災害対応を反省を踏まえて改善したいということで今回の見直しにつながっているところです。

○委員（新原春二）市民安全部、そういう綿密なものがあればいいわけですけども、今までは総務部が取っていて全部それを各部課室に調整をしていると思うんですけど、今回、市民部になりますと市民課あるいは環境課、税務課、収納課まで部に入りますから、有事があった場合にそれは防災安全課が先行でということになりますと非常に脆弱になっていくと、今までは総務で取り仕切っていたんですけど、今回は市民安全部にな

りますと市民課を動かすわけにはいきませんので、兼ねての日常の状態では、そうなりますとやっぱり防災安全というところが脆弱になっていくんじゃないかというきらいがするものだから、もし災害があった場合にどうした体制を取るのか、部で取るのか、それとももう全庁的に誰が取り仕切るのかということですが、そこらはどうなりますか。

○企画政策部長（古川英利）今の状態でいいますと、今は危機管理監が中心になって総務部というよりも危機管理監が中心になっていましたので、その危機管理監配下のいわゆる職員の数というのは拡充されます。

議員おっしゃる、その総務が取り仕切っていたというよりも災害時は総務、企画も入りまして警戒本部、当然、建設も入ります。水道も入りますけども全庁的にもこれまでもやってきていますので、総務部だけでやっていたわけじゃないので、有事に際しては今とあまり変わらないと思っています。

今回の見直しのきっかけはやはり情報収集体制、平時から情報収集に代わる、このところをもっと拡充しようということで危機管理監から部長ということで権限を拡大したところであります。

あと、災害対応時も含めてなんですけども、併せて防災安全課の体制も拡充したいと考えておりまして、そういうのを併用して御心配されているようなところをうまく課題としてクリアしていきたいと考えております。

○委員（新原春二）分かったような分からないような感じですけども、要するに有事のときにきちんと全庁的に体制が取ればそれでもう十分なんですけど、今のこの図を見る場合にこの危機管理監から課長に変わったということが非常に仕事の格落ちなんかなという感じを持っています。だから、危機管理監が市民安全部に昇格したんですよというなら分かるんですけど、ここは市民安全部の安全を優先すればいいわけですけど、市民課が入っているものですから、どうも全庁的なこの部の中で運用する場合に危機管理というのは別にしたほうがいいんじゃないかと思うんで、危機管理部ぐらいは取ったほうがいいんじゃないかと思うんです。特に原子力発電所をここは持っていますから、そのように思ったものですから非常に

災害に対するトーンがちょっと低くなったんじゃないかというくらいがするもんですから、その話をしました。

これからまたそれをさらに危機管理の関係についてきちんとやっていきます、拡充していきまうということであれば、この防災安全課の拡充、さらには全庁的な部の配置があればそれで結構ですけど、その部分が取れるんだったらそれでも結構ですけど、どうも見るところによるとこの組織図からすればちょっと落ちたんかなと思うもんですからその話をしました。ぜひ、そういうものを含めて危機管理について、この課あるいはこの市民安全部を中心にそういった体制を今後取って行ったらそれでいいと思いますので、また拡充をしていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました 議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政改革推進課長（東田幸一）企画政策部総務文教委員会資料の3ページをお開きください。

組織機構見直しに伴う庁舎レイアウト変更に係る経費として、消耗品費及び備品購入費の補正予算案を提出させていただいております。

令和4年4月に全庁的組織機構の見直しを予定

しており、各課所の配置・レイアウトの変更を伴うことから、LANケーブル等の購入に必要な経費、30万円と災害対策体制の充実を図るため、防災安全課・原子力安全対策室の執務室の移動を予定していることから、天井つり下げ型テレビの購入に必要な経費40万円、合計70万円の補正をお願いするものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○行政改革推進課長（東田幸一）甑島地域一体化方針から個別方針等への移行の件につきまして、口頭により説明させていただきます。

本課関係の方針項目といたしましては、行政機関等の見直しのうち、支所の再編についてであります。

令和2年12月1日、行政システム調査プロジェクトチームを設置し、12回のプロジェクトチーム会議を開催しながら、本土4支所再編に伴う業務見直し後の検証とその結果を甑島区域4支所の再編に反映させるための議論、本庁・支所間の連携強化策についての検討、甑島区域4支所の再編方針案の策定を行い、庁内会議での審議、市議会におけます支所等設置条例の可決を頂き、皆様御案内のとおり、去る10月1日、甑島振興局を開庁、里・鹿島の市民サービスセンターを開所したところであります。

今後におきましては、より市民サービスの質の向上を図るため、支所運営上の課題等を抽出しながら検証作業を継続し、改善に努めることとしております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課の審査を終わります。

△地域政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、地域政策課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一）初めに、歳出について説明を申し上げます。

予算に関する説明書、第13回補正の33ページを御覧ください。

2款1項2目秘書広報費のうち地域政策課分につきましては備考欄で説明をいたします。

34ページの事項、文書発送事業費の1万7,000円の増額につきましては、鹿児島県最低賃金改定に伴います会計年度任用職員報酬の増額になります。

次に、同じく34ページ、同項6目企画費のうち地域政策課分は、備考欄、事項、生涯学習推進事業費の6,000円の増額につきましても、同様に会計年度任用職員報酬の増額になります。

続きまして、35ページを御覧ください。

事項、地域おこし対策事業費の118万8,000円の減額につきましては、隊員の配置実績に基づきます未配置月数分の報酬、社会保険料を減額するものであります。

次に、37ページを御覧ください。

15目コミュニティ費の備考欄、事項、自治会育成費の77万3,000円の減額は、自治会運営交付金の確定によります減額になります。

次に、事項、集会所管理費の129万8,000円の増額は、船間島集会所石垣崩落復旧工事に係る経費を計上させていただいております。

次に事項、コミュニティセンター管理費の81万5,000円の増額につきましては、蘭牟田地区コミュニティセンター2階廊下及び階段天井雨漏り修繕外2件の経費を計上させていただ

ております。

続きまして、事項、コミュニティ推進費の482万3,000円の減額は、地区コミュニティ活性化事業補助金、これにつきましてはビジネスコースの補助額決定によるもの、市民活動支援補助金は市民活動団体等が実施する事業への補助額の確定に伴う執行残による減額であります。

続きまして、事項、ゴールド集落活性化事業費の274万9,000円の減額、これにつきましてもゴールド集落支援補助金の補助額確定に伴う執行残による減額であります。

続きまして、歳入について説明をいたします。

29ページを御覧ください。

20款1項61目市民活動支援基金繰入金1節市民活動支援基金繰入金の268万2,000円の減額につきましては、先ほど申し上げましたコミュニティ推進費の市民活動支援補助金の減額に伴います基金からの繰入金の減額になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）すみません、ゴールド集落自主活動支援補助金の減額についてなんですけど、計画による確定でマイナスになったということなんですけど、十分にゴールド集落で活用がされていなかったのかどうか。やはり、それともこの対象、事業内容についての策定の方法が難しくて申請をしなかったのかどうか、要望等々あると思うんですが、確定は分かるんですけど、減額になった大きな要因はどこにあるんですか。

○地域政策課長（下藺伸一）減額になりました主な要因といたしますと、ゴールド集落の重点支援地区補助金につきましては25地区あったんですけれども、そのうち1地区が申請をされなかったと、あとそのほかにつきましても自主活動支援補助金についても70自治会あったのが54自治会しか申請をされなかったということが大きな部分なんですけれども、対象自治会数に対して申請数が減少した、少なかったというのが主な原因です。

○委員（川添公貴）いや、だから多分そうだろうと思って、その申請しなかった要因はどこにあるんですかということ。何でかと言うと、確か世帯平均年齢をがさっと上げてゴールド集落の対象

者数をばさっと切ったんですよ。うちも外れたんですけど、特に特化した形になったゴールド集落、限界集落に対しての十分なそういう支援金を出すわけなんで、そこが活用してもらわないと意味がないんですよ。だから、減ったのは分かるんです、多分申請していないから減ったんだろうと思うんで、その申請しなかった理由がどこにあるのかという原因を教えてもらいたいんですけど。

○地域政策課長（下藺伸一）申請されなかった理由というのが、やはり高齢化が進んでおりまして、事業を実施できなかったという自治会もございました。

○委員（川添公貴）それはもう申請した後やろ、できなかったという。

○地域政策課長（下藺伸一）事業をすることができなくて申請まで至らなかったという自治会もございました。

それとあと、コロナの関係で事業を縮小された実施されなかったというところもございました。

○委員（川添公貴）分かるんだけど、多分今の答弁からいくと詳しくは調べていないということだと思うんで、やはり申請できない集落があるんです、できないところが。だから、そこに支援員制度がありましたよね。だから、しっかりとそういう申請できないというんじゃないで、申請できるように支援員をきちっとやっていただいてこういう活動支援補助金というのはやはり道路の愛護作業ができなんです。現実と言うと。会合ができない、足がない。だから、そういうのにも使えるはずなんで、そこら辺をしっかりとやはり教えていただいて活用するようにしていくべきだろうと思うんです。だから、余ったから、はい、減額ですなんてもったいない話です。やっぱり使えるお金はしっかりと指導していただいて使えるようにやっていただいたほうがいいんだろうと思うんですが、そこら辺を要因等もしっかり踏まえて調査の上、しっかりと活用してもらいたいと思うんですが、考えを教えてもらえれば。

○地域政策課長（下藺伸一）今から実績報告とかが出てまいります。その中で今進めているのがどのような事業に活用されましたとか、そういうのを調査をしようというふうに考えておりますので、この実績報告を待ってそのような要因も取りまとめた形でまた次年度のそういう事業に生

かしていければというふうに考えております。そういう要因の調査も進めてまいります。

○委員（川添公貴）分かりました。ぜひ、そのような方向で頑張っていただきたいと思うんですが、実績報告書という言葉が出たんで、あれは何と何がいるというのは御存じですよ、担当だから。写真、見積書、事業内容、結果、効果、いっぱい書かなきゃならないんです。うちはまだおかげさんでばさっと高い年代があって中間層があって中間層が書くからいいんだけど、面倒くさいよねというところがあるんですよ。次年度に生かしたいとするのであるとするならば、ある程度は口頭で聞き取りでこういう問題はどうか、こうだったかと聞き取りをした上で実績報告にかえるというような形にちょっと柔軟性を持たせた形で次年度に生かしていただければ、言葉でちゃんと出ますので、そうしてもらいたいと思います。何でもかという便利だったんです、うちもこれ、このお金が。集落の道路作業に関する器具をすぐ買ったんです。手間が物すごい省けたんで、結構ありがたいお金なんで、そこをしっかりと使えるようにはそういう口頭でもってしてやっていただければありがたいと思うんですが、よろしく願いしておきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一）それでは、地域政策課の2件の所管事務について報告させていただきます。

企画政策部、総務文教委員会資料の4ページを御覧ください。

1番目、第16回薩摩川内市生涯学習フェスティバルの開催について御説明いたします。

本年度は、「学びのレシーブ！未来へアタック！ みんなで目指そう『心』豊かな学習社会」を大会テーマといたしまして、来年2月13日日

曜日にサンアリーナせんだいで開催をいたします。内容、セクションについては資料記載のとおりでございますが、今回は基調講演としまして、元バレーボール選手でロンドンオリンピック銅メダリストの迫田さおり氏を講師に招きまして、「『心』を磨いてくれた人たちとの出会い」と題して、講演を頂くことにしております。

また、ステージセクションにつきましてはメインアリーナで実施し、学習成果の舞台発表などにつきましてもユーチューブでのオンライン配信を行う計画であります。

続きまして、大きな2番の地区コミュニティ協議会の現状に関する実態調査の集計結果につきまして御説明いたします。

この調査につきましては、(1)目的にもありますとおり、これまで各地区コミュニティ協議会では、地区の特性に合わせて特色ある活動をされてこられました。しかし、地域の人口減少や少子高齢化が進展し、コミュニティ活動への影響が懸念されていることから、地区コミュニティ協議会の現状を把握するために実施をいたしました。

集計結果の取扱いにつきましては(5)にありますとおり、この結果を活用して地区コミュニティ協議会の規模別に意見交換を実施します。そして、その意見を取りまとめ、補助金・交付金、あるいはコミュニティ協議会制度の在り方、これらにつきまして検討するための資料として活用することとしております。スケジュールにつきましては米印の案にありますとおりであります。

ここで、調査結果の主なものについて御説明をさせていただきたいと思います。6ページを御覧ください。

協議会制度につきまして、問1、問2にありますとおり、地区コミュニティ協議会制度ができたことにより、地域住民の交流・連携が進み、地域住民が自ら地域づくりを進めようとする意識が高まっているという現状があります。

次に、地区コミュニティ協議会が抱えている問題点といたしまして、7ページの問6になりますけれども、役員のなり手(後継者)が見つからない、役員が高齢化している、行事や活動への参加者・協力者が減少している、このような結果が出ております。そのほかにも業務が多く、役員の負担が大きいなどが主な意見となっております。

次に、市の支援について、8ページと9ページの問10から問12の項目になりますけれども、運営交付金の増額や人材育成の支援など、さらなる支援の拡充を求める回答がございました。

続きまして、協議会の合併につきましては、10ページの問15になります。隣接の地区コミュニティ協議会などと合併を検討したことがありますかということ対しましては、46地区が検討はしていないと、あと今後したい、検討したことが過去あったという地区がそれぞれ1地区となっております。

また、合併の障害となることにつきましては、問16にありますように主なものとして、大きい協議会と小さな協議会の合併では、小さな地区の意見が反映されにくくなるのではないかという御意見。それから、歴史・伝統・風習など、各地区の特性があり、実情が違いすぎる。また、積立金や共有林などの財産問題が挙げられておりました。

以上で、地区コミュニティ協議会の現状に関する実態調査の集計結果について御説明を終わらせていただきます。

最後に、資料はありませんけれども、甌島一体化方針に搭載の個別方針などの今後の取組につきまして報告いたします。

個別方針にあります、甌島の振興策に係る、高齢化、人口減少に対応した買い物支援や通院・通学支援、これらにつきまして地域政策課に関する内容につきましては、令和4年度から実施予定の甌島地域におけます小さな拠点づくりの中で、各地区コミュニティ協議会に対しまして取組の意向確認を行います。その中で買い物支援などに取り組む地区が出てきた場合には支援をしていくということにしております。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(屋久弘文) 1点だけ、もう要望ですが、今のアンケートの集計結果の説明を受けましたけれども、私も以前の議会で自治会とか地区コミの再編を検討する時期じゃないのかという質問をしたと思いますが、それに応じたような内容のアンケート調査をしてもらって大変ありがたいと思っていますけれども、今後、予定として地区コミュ

ニティ協議会の希望別に意見交換会を実施をするということでもありますので、ぜひ、そこをどちらかというクローズアップしてもらっているような意見を聞いてきてもらいたいなと思っています。要望です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、地域政策課の審査を終わります。

△ひとみらい政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、ひとみらい政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）それでは、委員会資料の12ページをお開きください。

2点、説明させていただきます。

まず、1点目は、各種講座・イベント等の開催状況について、10月から12月にかけて実施いたしました、または実施予定の分を記載してございます。先日の日曜日には、女性団体連絡協議会との共催により、SSプラザせんだいにて縁活イベントを実施し、3組マッチングしたところであります。

2点目は、女性活躍応援セミナーの開催についてでございます。既に開催の御案内をさせていただいておりますが、来年1月27日木曜日の午後、SSプラザせんだいにて開催いたします。テーマは、「女性も男性も、共に働きやすいこれからの職場づくり～「育児・介護休業法改正」を前に、いま、企業が取り組むべきこと～」と題し、先進企業の事例発表や、講義と意見交換ワークショップを行い、理解を深めていただくこととしております。対象は、主に経営者、管理職・人事労務担当者としていますが、どなたでも参加できますので、ぜひ、多くの皆様に御参加いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般につ

いて質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）今、説明がありました縁活のイベントが12月5日開催をされて3組がマッチングをしたということで喜ばしいことなんですけど、そのイベントの内容とそういったイベントを過去から繰り返して開催する中で何か内容に係る課題とかなかったのか、そこらあたりを少し説明をお願いしたいと思います。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）今回のイベントにつきましてはコロナの状況もございましたのでSSプラザの会議室のほうで基本的には1対1のトークと、あとはそれぞれの気に入った方同士でもうフリータイムで交流を深めるという形で実施させていただいたところでございます。

これまでも数回開催しているところなんですけれども、課題といたしますか、我々が自分たちで実施する中ではなかなか1対1で我々のほうがセッティングした形ではトークが進みますけど、フリートークになるとなかなか皆さん、ちょっと初対面とか恥ずかしいという面もあってなかなか一緒に気に入った方とお話しができないというそういったところもございまして、今回のときもそういったところがあったんですけれども、我々でありましたり、今回、女性団体連絡協議会さんと一緒にしたときに女性団体連絡協議会さんのほうが参加者の方の後ろを押して、それぞれお話しをするとか、そういった形になったかなと思っております。

いずれにしてもなかなかやっぱり短い時間ですのでそういった形でどれくらい交流を深められるかという、そこはちょっと課題かなとは思っているところでございます。

○委員（屋久弘文）分かりました。せっかくのイベントなので今は3組という話でしたけど、規模も大きくしたりしながらもう少し効果の上がるようなイベントにできたらなと思っています。森永議員も関わられたんだと思いますが、大変なのはよく分かりますけど、せっかくのイベントなのでそういう話しやすい雰囲気づくりとかそういったあたりをこっちの主催者側でもう少し検討してみるとか、そういう努力も必要なのかなと思うので、そこらあたりを今後進めていただければと、これは要望です。

○委員（徳永武次）これは、市内居住者だけで

すか。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也） 今回の参加のときには特に住所要件を設けずに年齢要件を設けまして20歳から45歳までの独身の方という形でしましたけども、今回、男性の方につきましては10人参加のうちの3名程度は市外の方でした。あと、女性のほうも10人のうちの一人、二人程度は市外の方が参加していただいております。

○委員（徳永武次） 男性が市外だと持って行かれますよね。連れて行かれますよね。それはいいんですけど、逆もあるんですから、その辺は大いに人集めをしてください。

○委員（川添公貴） すみません、ちょっとお聞きしたいんですが、今の報告の中で男女共同参画の講座が2講座、一つは中止だから。この男女の割合をまず教えてもらいたい。それから、女性のスキルアップセミナーのこの男女の割合を教えてください。とりあえずそれを教えてもらいたい。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也） まず、男女共同参画講座の分ですけども、1番目の「ジェンダー平等は私から」につきましては23名中、男性2人、女性21名です。

1月13日の「自分の本音に向き合う」につきましては男性限定ですので全員男性。

12月11日の分につきましては今度の土曜日に開催という形になりますので内訳のほうは出ておりません。

2番目の女性のスキルアップセミナーにつきましては、これはこれから働こうとする女性や就業中の女性を対象にしておりますので参加者数は全て女性という形になります。

○委員（川添公貴） 分かっているけどあえて聞いたんですけど、そもそも論なんですけど、男女共同参画ということになっていますよね。業務内容も今度の組織見直しの中でも男女共同参画に関することって条例の第3条第2項だったかな、第1号のところに書いてあったんですけど、やはり共同なんですけども同数でやっていくべきであって、女性のスキルアップセミナーはこれは女性だけ来るのは当たり前、そして男性のスキルアップセミナーもせな、でしょう。ということは、裏を返せば、言い方はちょっと悪いかもしれないんだけど劣っていると

いうことを端から言っていることです。劣っているということ、女性が。劣っている人のスキルを上げなさいということ、だから、男性、女性ともに劣っているんだからスキルアップするというのが本来の男女共同参画であって、やはりこうやって女性の方々に今までがそういう環境であったかもしれないんですが、現在としては同等なんだから、そもそも同等なんだから同じように講義をやっていくべきだと思います。根本の話なんで、やはりもう今さら共同参画なんていうのは私は古いと思っているんです。もう性別に関係なく等しく平等であって同じ能力があるんだから活用していくべきだと思っています。それで、いろんな講座をその中でやっていくべきだろうと思うんで、あえてこれをネタにして言わせてもらったんですけど、根本的にそういう考えを持っています。だから、見直しをしてやはりそういう中で今のスキルをお互い上げていきましょうという講座にすべきだろうと思うんですが、部長の考えをお願いします。

○企画政策部長（古川英利） 今のお話は二つあると思うんですけど、まず、講座名で男・女を分けてやる必要があるかということと、あと根本的に男女共同参画の政策の進め方としてどうとらまえていくかということだと思います。

前段のほうはおっしゃるような感想というか報告としては、やはり男と女と分ける必要があるかというのは議論の余地があると思いますので、また検討させていただきたいと思います。

あと男女共同参画の捉え方がジェンダーフリーも含めて少しずつ社会も変わってきております。そういう意味では我々のこの進め方がいいのかどうかという検証も必要で、そこはビジョンづくりの中で当然議論が必要だというふうに考えておまして、これまでの取組も振り返りながら今後の進め方については、国の動向もあるんですけども、これまで薩摩川内が取り組んできたこともありますので、そこを関わっている皆さんと意見交換をしながら、また整理していきたいと思っています。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

○委員（森永靖子） 今の川添委員の質問に対してですが、やはりいろんな講師を呼ぶのにしても女性の講師が多かったように思います。男性の方

もいらっしゃるようですけど、やはり男性としていろんな形で取り組んでおられる方の話も聞くというのいいんじゃないかなというふうに思いますので、今後、ここも考えてほしいというふうに思います。

女性が多いというのがいろんな方々からも、もう女性だけというのはいいんじゃないのって、男性のいろんなそういう方のお話も聞くのに男性の方もまた参加も多いんじゃないかなというの今まで聞いておりましたので、そういうところをまた考えてほしいというふうに思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、ひとみらい政策課の審査を終わります。

△情報政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、情報政策課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○情報政策課長（福元昭宏）それでは、予算に関する説明書35ページをお開きください。

2款1項7目情報管理費における歳出補正予算額は地域情報化推進事業費を169万6,000円減額するものでございます。内訳は記載のとおりです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○情報政策課長（福元昭宏）それでは、委員会資料の13ページをお開きください。

1の高度無線環境整備推進事業の12月時点での進捗状況について、進捗のあったところは、表中にアンダーラインで記載してあります。全体的に予定どおり整備が進んでおり、申し込み状況は見込みよりも多く、遅れが出ないように取り組んでいると聞いております。

次に、2の甑島一体化方針の今後の取扱いについて、該当1項目の通信基盤の整備については、年度内に完了することから、今後は利活用を検討し、行政サービス、市民の利便性を向上させるべく、取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課の審査を終わります。

△広報室の審査

○委員長（中島由美子）次は、広報室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）市政モニター制度について、少々お伺いしたいと思っています。

広聴を重視される市長の姿勢もあって広聴についての様々なチャンネルがあることはよいことかと思うんですけども、現状、かねてよりある市政モニター制度、郵送によるアンケート調査を行っておられると思うんですけど、令和4年度以降、これを継続されていかれるのかということについて御意向をお伺いしたいと思います。

○広報室長（川床和代）市政モニター制度につきましては、今のところ次年度以降も継続していくつもりでおります。

○委員（坂口健太）答弁いただきました。市政

モニター制度は他の市町村でも行っている事例があるようですけれども、一方で時代がへるにつれてインターネットであったりSNSの活用によって意見聴取をすることができるようになったことから市政モニター制度を廃止してそちらに移行されている自治体もあったりとかあるようであります。そうやって広聴の機能を高めるためにも今ある広聴の機能についても再度ブラッシュアップされて広聴機能を高めるように努力されたいと思いますので、御意見として申し上げておきます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、広報室の審査を終わります。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）まず、歳出補正より説明いたしますので、第13回補正予算書の73ページを御覧ください。

10款1項2目事務局費では、説明欄の事項、事務局管理費は、人事異動等に伴う給与費調整としての人件費の減額が主なもので、事項、奨学育英事業費は、実績見込みにより特別奨学資金給付金を減額するものです。

74ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費の減額は、学校用務専門員雇用の執行見込みによる人件費の減額です。

75ページを御覧ください。

中学校管理費は、実績見込みにより学校用務専門員の共済費を減額するもので、次の3目中学校建設費は、樋脇中学校の放送卓の取替に要する工事請負費を増額するものです。

76ページをお開きください。

10款4項1目幼稚園管理費は、実績見込みに

より幼稚園教諭専門員の人件費を減額するほか、来年度、里幼稚園に入園予定園児への受入準備として、室内用歩行補助具・段差解消スロープ等の備品購入費を増額するものです。

同ページ中段、2目幼稚園教育振興費の教育総務課分は、実績見込みによる幼稚園スクールバス運行に係る経費の減額です。

同ページ下段、3目幼稚園建設費の増額は、来年度の里幼稚園での受入れ準備として、廊下やトイレへの手すり等の設置に係る工事請負費を増額するものです。

次に、歳入予算について御説明しますので、29ページをお開きください。

20款1項7目1節特別奨学基金繰入金は、特別奨学資金給付金の実績見込みにより、充当財源の基金繰入金を減額するものです。

次に、債務負担行為補正について説明しますので、14ページをお開きください。

上段の表、追加するものとしまして、小学校と中学校のスクールバス運行事業の2事業を追加し、令和4年度4月からの運行委託を行うものであります。

○学校教育課長（玉利勝美）第13回補正予算に関する説明書の73ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費の教育育成費使用料及び賃借料は、新型コロナウイルス感染症対策により中止しました、なかよし音楽会及びさわやか交流会のバス借上げ等に係る経費を減額するものでございます。

同ページ下段、10款1項5目学校保健費は、新型コロナウイルス感染症対策として学校での消毒作業や換気等、教職員の負担軽減を図るため配置しておりましたスクールサポートスタッフ経費の実績見込みにより報酬を減額するとともに、日本スポーツ振興センター掛金の確定に伴います負担金の減額を行うものでございます。

続きまして、76ページをお開きください。

10款4項2目幼稚園教育振興費は、幼稚園扶助費の学校教育課分は甌区域の幼稚園の預り保育支援員の報酬が、最低賃金の引上げと預り園児の増加により不足が見込まれることから増額するものでございます。

80ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費は、給食セン

ター施設設備整備費は川内学校給食センターのチームコンベクションオープン等の備品購入の契約締結に伴います予算残を減額するものでございます。

歳入についてはありません。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に一括説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一） 総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

教育委員会の事務の点検及び評価について説明します。

まず、（1）の趣旨であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は、毎年、その属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出するとともに公表するとなっております。

また、点検・評価を当たりましては、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされております。

これまでは、本市の行政改革推進委員会において審議された補助金等評価の教育委員会所管分を教育委員で点検・評価を行ってございましたが、本年度、本市の教育基本計画第2期前期の開始年度である令和2年度事業の点検・評価を行うに当たりまして、これまでの手法を改めて実施することとしました。

1ページ下段の（2）のスケジュールに記載しておりますが、まず、施策所管課による1次評価を行った後、外部評価委員会による評価を受け、最終の2次評価を実施し、議会報告・公表と計画しているものであります。

2ページを御覧ください。

（3）点検及び評価の対象ですが、本市の教育振興基本計画において数値目標を定めております

10個の施策を対象としました。

また、外部評価委員は、同ページ下段に表示しておりますので、お目通しください。

以上が、事務の点検・評価の取組状況についての報告であります。

続きまして、同資料3ページを御覧ください。

甌島地域一体化方針の中の教育委員会所管分の個別の方針・取扱いの概要を説明します。

資料の左側、行政機関等の見直しは、中学校の統合や学校再編の在り方等の学校施設の方針であります。これまでの成果・実績としましては、中学校の統合・休校のほか、各地域での学校再編協議会が開催されております。各協議会での協議内容や確認事項等は、この後、改めて説明します。

資料の右側、甌島の振興策では、ア、子どもについては教育環境の整備を、下のウ、日々の生活につきましては通学支援についての方針を示しており、それぞれ国の施策や学校統合に応じた整備・対応を実施し、今後におきましても、本市の教育基本計画等に基づいた整備・支援を継続することとしています。

○学校教育課長（玉利勝美） それでは、続きまして学校教育課から資料で3項目、口頭で1項目説明をさせていただきます。

総務文教委員会資料4ページをお開きください。

甌島区域の中学校再編につきまして、去る11月12日午前11時から長浜コミュニティセンターで下甌・鹿島地域中学校再編協議会を、同日午後3時から里公民館で里・上甌地域中学校再編協議会をそれぞれの地域の学校運営協議会の委員の皆様及び関係校長に出席頂き開催いたしました。

今回は、鹿島地域中学生の通学先につきまして、平成30年11月13日時点で定めておりました海陽中と海星中は、当時の表現で平成33年4月を目標に統合推進する。位置については藺牟田瀬戸架橋完成後、早期に検討し決定する。鹿島地域の中学生の通学先についても海陽中と海星中の統合と並行して検討、決定する、それまでの間は休校を継続し、生徒は海星中に通学するとしていたことから、藺牟田瀬戸架橋——現在の甌大橋ですが、昨年8月29日に開通し、おおむね1年を経過しました令和3年7月20日付で鹿島地区コミュニティ協議会会長及び鹿島小学校、幼稚園PT

A会長から中学校再編に関する意見、要望等について提出がなされたことによる協議となりました。

意見、要望としまして現時点で進学させたい中学校として里中学校と答えられた保護者が13人、上甌の中学校と答えた方が3人、また、再編の時期につきましては令和4年4月を希望された方が5人、令和5年4月とされた方が9人、令和6年4月またはそれ以降と答えた方が2人でありました。

資料5ページをお開きください。

ただいま説明しました意見、要望を協議会にて確認した上で下甌・鹿島地域においては今後の進め方として鹿島地域の中学生については在校生を含め通学の時期と扱いを協議し、令和3年12月までに集約する。

また、下甌地域の統合については、現再編協議会において海星中と海陽中の統合に向けた協議を行う。なお、協議が整うまでの間は海陽中学校地域の生徒は海星中に通学することが確認、了承されたところでございます。

また、里・上甌地域においては、下甌・鹿島地域中学校再編協議会で話し合われた内容を報告するとともに、里・上甌地域の中学校再編の今後の進め方につきましては里中学校・上甌中学校に鹿島中学校を加えた中で3校の統合に向けた協議を行う。なお、協議が整うまでの間は鹿島中学校区の中学生及び上甌中学校区の生徒は里中学校へ通学する。さらに、今後、里・上甌・鹿島地域中学校再編協議会を組織し、協議や調整を行うことが確認、了承されたところでございます。

続きまして、資料6ページをお開きください。

樋脇学校給食センター・入来学校給食センターの統合作業について御報告いたします。

樋脇・入来学校給食センターの統合について、これまで6月の総務文教委員会への報告、樋脇学校給食会、入来・祁答院学校給食会へ統合方針等の説明を行いました。

また、全保護者、学校職員へ文書により意見を求め、統合への理解を頂くよう作業を進めてまいりました。保護者、学校職員から出された意見については資料のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

今後、出された意見に対しまして全保護者、学校職員へ意見に対する取組や見解等を今後示して

いくこととしております。

また、樋脇学校給食センターへの統合作業を進めるに当たり、給食センター関係者との協議を進める中、衛生面、作業環境など設備に対する意見などがありまして、また、9月、総務文教委員会の中におきましても両センターの整備費用を含めて比較検討するなど、総合的に判断されたいとの意見も頂いたところでございます。

これらの御意見等を踏まえ、令和5年9月統合としていた方針案を先送りし、改めて両施設を対象に学校給食センター業務に従事する職員等による検討作業を進め、学校給食センター関係者、保護者、地域への説明を行いながら、統合先及び統合に当たっての施設設備改修等の概要を取りまとめ、統合方針案を整理したいと考えております。

おおむねのスケジュールとして、令和4年度中に両施設の現状と課題、設備改修規模、統合に伴う施設改修等の期間とその対応などの検証作業を行い、統合方針案を整理していきたいと考えております。

そして、令和5年度に施設改修に伴う実施設計委託業務予算の計上を行いまして、令和6年度以降に設備、施設改修費等を行い、統合に向けて作業を実施していく計画としております。

続きまして、8ページをお開きください。

本年5月27日に実施されました全国学力学習状況調査について御報告いたします。

今回の本会議におきましても阿久根議員のほうから一般質問も頂いたところですが、改めて御報告させていただきます。

この調査は学力調査として小学6年生と中学3年生を対象に国語と算数・数学の2教科で実施をされ、学習状況調査については69項目のアンケートを方式で実施されたものであります。

この調査において、これまで各学校単位で全国や県の平均正答率で比べますと全国や県の平均を上回っている学校もちろんあったわけですが、市全体として見ますと、全国や県の平均正答率に届かなかった状況が続いており、大きな課題となっております。

教育委員会としましては、これまでに様々な学力向上対策に取り組んでまいりまして、今年度は表にありますように小学校では全国の平均正答率に比べ、国語が2.3ポイント、算数では0.8ポ

イント上回る結果となりました。中学校では国語・数学ともに全国の平均には届きませんでした。が、前回の全国一斉に行われました令和元年度に比べて、国語で3.2ポイント、数学で2.6ポイント、全国や県との差が縮まった結果となりました。

これまでの取組の成果として定期的に検証や改善を図り、教職員の学力向上に対する意識を高めることができたことや、学級経営の充実を基盤とした学力向上に取り組ませたことで児童生徒の主体的、対話的で深い学びにつなげることができた。また、これまでの課題であった記述式の問題に数多く当たらせてことで正答率の伸びにつながったと捉えております。

しかし、中学校におきましては、依然として全国や県の正答率に届いていない状況があるなど課題も残されておりますから、今後、基礎、基本の更なる定着を図ったり、家庭学習と連動した取組を更に高めたりする必要があると捉えているところでございます。

以上で、学力に関する報告を終わります。

最後に、資料はございませんが、去る11月16日に実施いたしました第35回日中友好薩摩川内市・常熟市青少年スポーツ等交流事業につきまして口頭で御報告いたします。

昭和62年から始まった本交流事業は、今年度で35回目を数えます。通常であれば、常熟市への派遣の年でありましたが、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、リモートで文化交流のみを実施いたしました。

本市からは平佐西小学校の児童が吹奏楽部の演奏やけん玉の技の披露、はんや踊りなどの発表を行い、常熟市からは平佐西小と姉妹校である石梅小の児童がチアダンスの発表や二胡、琴の演奏、また合唱や武術の発表があったところです。

来年度はまた通常の形でスポーツ交流等も併せて実施できたらと期待を寄せております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、まずは樋脇・入来の学校給食センターの統合作業に対して、さきの現地調査も踏まえて御質疑、御意見を願います。御質疑ありませんか。

○委員（屋久弘文） 今の簡単に言うともう一回ちゃんと検討してみるというような中身だったと

思います。私も質問の中でそういう方向の話をしていたので大変ありがたいと思いますが、やはり学校給食センターの現場で働く職員とか地域の方々、それから事業者も含めていろいろやはり統合に当たっての意見は聴いてもらいたいと思っていますところでございます。保護者からの意見については先ほど取りまとめてあったので私も読んだのですが、実際に働く方々、従事されている方々の意見もしっかりとくんでいただきたいという要望だけです。私もその現地調査をさせてもらって個人的にはやっぱり樋脇よりは入来のほうがいいのかというふうに思ったところもありましたので、ほかの委員の方もそういう声も聞いたりもしましたので、そこらあたりも頭に入れて御検討いただければと思います。検討期間を再度持ってみるということでしたので、私としてはもうそれで結構です。

○委員（森永靖子） 一般質問でもしましたが、薩摩川内市はいろんなものがたくさん取れるということが報告の中で分かりました。海にしても山にしても、だからもっと地産地消に力を入れて、樋脇は樋脇なり、入来は入来なり、川内は川内なりの地産で取れるものを地消していただきたいというふうに、樋脇で食べさせていただいたときにも感じることでした。そういうところをまたお伝えいただければと思います。お願いします。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

それでは、その他の説明を含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑はないと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

△文化課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、文化課の審査に入ります。

△議案第112号 旧薩摩川内市川内文化ホール解体工事請負契約の締結について

○委員長（中島由美子）まず、議案第112号旧薩摩川内市川内文化ホール解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）議案つづりの112—1ページをお開きください。

今回締結したい契約の目的につきましては、旧薩摩川内市川内文化ホール解体工事であります。

契約の方法は、条件付き一般競争入札であり、契約金額は2億6,486万9,748円であります。

契約の相手方は、田代・西日本興業特定建設工事共同企業体であり、代表者が株式会社田代組代表取締役、田代卓郎氏、構成員が西日本興業株式会社、新添吉正氏であります。

112—2ページを御覧ください。

工事概要は、管理棟、ホール棟、付属車庫、倉庫の解体工事などになります。工期につきましては、令和4年10月12日までの約10か月間になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）1件、まず工事に対応する緞帳の移設工事がありましたんですね。1回目の入札で中止になって、2回目で成立したということだと思います。1回目のその中止の理由はどんなものですかね。

○委員長（中島由美子）後で、所管事務調査において説明があります。文化ホールの解体についてはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）予算に関する説明書77ページをお開きください。

歳出のほうから説明いたします。

10款5項2目文化振興費の補正額のうち、文化課分は、3,155万1,000円の減額であります。

その内訳になりますが、説明欄の事項、文化財保護事業費は、九州と全国の史跡整備協議会が書面開催とオンライン開催になったことで、不用になりました旅費、食糧費、負担金を減額するものであります。

78ページの説明欄の事項、文化振興事業費は、新型コロナにより薩摩国分寺秋のタベと、はんやジュニア大会を中止、トンボロ芸術村事業のうち音楽祭を中止したことによる減額になります。

続いて、事項、文化ホール管理費の工事請負費の減額は、議案第112号で御説明しました旧川内文化ホール解体工事の入札による減額と、入来文化ホールに配置しました非接触式表温検知器の執行残になります。

事項、歴史資料館管理費、その次の事項、まごころ文学館管理費、一つ飛びまして、事項、旧増田家住宅等管理事業費の消耗品費、備品購入費の減額は、国の新型コロナ対策の交付金を財源に購入しました非接触型体温測定器、非接触式表温検知器の執行残の減額になります。

以上が歳出になります。

続いて歳入について御説明いたします。

26ページをお開きください。

17款2項8目4節社会教育費補助金は、トンボロ芸術村事業の一部を中止したことによる特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の減額になります。

次に、31ページをお開きください。

22款5項4目1節雑入の説明欄の2行目、旧川内文化ホール解体事業負担金は、入札執行によ

り相当分を減額するものであります。

歳入は、以上になります。

続きまして、継続費の補正について説明いたします。12ページをお開きください。

9月議会で議決いただきまして、設定しました継続費につきまして、入札結果に基づいて年割額をそれぞれ変更・補正するものでございます。金額は記載のとおりでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（堀切良一） 委員会資料の10ページをお開きください。

旧川内文化ホール緞帳移設について説明いたします。

大きな1番の契約の概要でございますが、（1）緞帳移設工事につきましては、入札を行いまして、1,019万7,000円で契約しております。

（2）の可搬組立型スクリーンにつきましても、同じく入札を行いまして、142万6,700円で契約しております。

大きな2番でございますが広報・周知活動につきましてですが、まず、2月10日号の広報紙において、山口長男の略歴とか緞帳に関する特集記事を掲載する予定としております。

また、総合体育館サブアリーナに移設完了後につきましては、お披露目を計画しているところでございます。期日につきましては、2月13日に開催予定の生涯学習フェスティバルの際に合わせて行う方向で調整しているところでございます。日程等詳細が決まりましたら、改めて御案内させていただきたいと考えております。

さらに、令和4年の夏、あるいは冬になろうかと思いますが、まごころ文学館において山口長男特別展を1か月間程度開催する方向で調整してい

るところでございます。あわせまして、お披露目会以降は、希望される方が観覧できるように配慮すること、あと、スポーツで利用される方にも観覧いただくよう周知したいと考えているところでございます。

また、小学校の社会科見学とか、ふるさと・コミュニケーション科の読本「ふるさと薩摩川内学」などを通して、郷土の偉人の一人として子どもたちに学んでもらうように学校に求めていきたいというふうに考えております。

以上が、緞帳関係になります。

もう一件、口頭になりますが、報告をさせていただきます。

入来文化ホールの指定管理につきましては、令和4年4月から直営するという方向で調整しておりましたが、総合的に判断し、当分の間は指定管理を継続するというふうにしたところでございます。そのことに伴いまして、令和4年4月から令和9年3月までの5年間の指定管理者の募集を本日から行っております。選定委員会で候補者を決定しました後、来年3月議会に指定管理者の指定議案を上程する予定でおりますことを報告いたします。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） 先ほどもちょっと言いましたが緞帳移設の工事の請負の入札の関係で1回は中止になったその原因と、それ以降の入札に関わるスケジュールについてちょっとお知らせください。

○文化課長（堀切良一） この緞帳の移設工事につきまして一般競争入札で公告を行ったわけですが、まず、入札を行う前に申込みという制度といますか手続がございます。その申込みがなかったというのが1回目の入札ができなかった理由でございます。その後、条件等を一部見直しをしまして公告を11月10日に行いまして、申込みを11月16日、開札を11月24日にしたところでございます。

○委員（新原春二） 1回目は申込みがなくて中止をしたということですね。その後、どういう変更をして、また新たな入札をされたのかということです。

○文化課長（堀切良一）条件の変更といいますが、評価点数の変更をしております。金額の変更とか内容の変更はしておりませんで、評価点数の変更をしております。建築一式の工事の入札参加資格を有するもので本市の総合点500点以上というふうに変更したところでございます。

○委員（新原春二）では、入札の受けがなかったので入札企業をちょっと多めにして入札をしたということですね。そういう理解でよろしいんですね。分かりました。

○委員（屋久弘文）私が12月議会で質問しました柚木崎窯跡の井戸付近に何か新たな発見があったといううわさが流れているんですが、何か詳細を確認しておられれば、その詳細と何か物自体の評価みたいなものを文化課がどう捉えていらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。

○文化課長（堀切良一）今の件でございますが、県のほうからは報告は受けておりませんで、承知していないところでございます。

○委員（屋久弘文）県のほうから平佐西地区のコミュニティ協議会には何か報告らしいことがあったみたいですが、市にはないということですか。

○文化課長（堀切良一）私どものほうには届いておりませんので、至急確認をしたいと思えます。

○委員長（中島由美子）では、確認をしておいてください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課の審査を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（中島由美子）次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（松田啓美）令和3年度第13回補正、予算に関する説明書の77ページを

お開きください。

10款5項1目社会教育総務費、事項、社会教育管理費185万7,000円の増額は、コロナ禍による事業の中止・縮小に伴う減額及び令和3年10月の人事異動に伴う給与費等の増額補正であります。

次に、事項、社会教育振興費58万3,000円の減額及び事項、青少年対策費12万4,000円の減額は、ともにコロナ禍による事業の中止・縮小に伴う減額補正であります。

続いて、78ページをお開きください。

3目公民館費、事項、中央公民館費10万円の減額は、コロナ禍による事業の中止・縮小に伴う減額補正であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（松田啓美）総務文教委員会資料の9ページをお開きください。

基本的には、前回、令和3年の成人式をベースに企画しております。

まず、期日は令和4年1月9日日曜日で、午前・午後の2部制、時間短縮版で実施します。それぞれの対象中学校は、御覧のとおりです。

会場は、SSプラザせんだいで、対象者は、平成13年4月2日から翌14年4月1日までに生まれた者で、本年12月1日現在の市内在住新成人対象者は822人となっております。

次に、周知・広報については、新成人への案内は12月2日にはがきを発送し、その他の周知等は、広報薩摩川内では12月10日号で各世帯に配布予定で、市ホームページは12月1日に更新しております。

続いて、感染防止対策について御説明いたします。

まず、参加には事前申込みが必要です。これは、市ホームページの成人式のページから登録フォームへジャンプするよう設定しており、親族等が参加する場合、同時に登録ができるようにしてあります。

親族等の入場は、新成人1名につき1名までとし、登壇者は、主催者として、市長、副市長、教育長、実行委員長、来賓として、市議会議長、国會議員、県議會議員とし、来賓は、市議會議員、教育委員、社会教育委員のみとします。

その他、換気の徹底、手指消毒とマスクの着用、式典時間の短縮と接触確認アプリのインストール依頼をいたします。

これらの感染防止対策は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて臨機応変に対応していくこととしております。

なお、先ほど御説明いたしました資料5の(1)広報紙による周知につきましては、12月10日号に掲載する内容が、今回御説明した内容以前のフェーズのものとなっており、記事の中では「新成人以外は参加できない」と記載しております。

これは、12月10日号の最終校正が11月12日で、この時点での市の対応を掲載したものの、11月25日に県が警戒基準をレベル0とし、それを受けて市の対応も変更となったことにより、現在の取扱いとの間に時差が生じたものです。

なお、広報紙には、コロナの状況により、対応が変わる可能性があるため、「最新の情報は市ホームページで確認してください」との注意書きをしてあります。

これから成人式まで1か月余りで、オミクロン株のまん延など、今後も新型コロナウイルスの状況が変わりましたら、その都度、臨機応変に対応することとしております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） 今ほどの成人式の関係ですが、私は電話したので分かっているんですけど、議員の1部・2部への参加はどうしたほうがいいのかというのを希望も含めて教えてもらいたいと思います。

○社会教育課長（松田啓美） 一応、市議會議員全ての皆さんに御案内は差し上げております。

先ほども御説明しましたとおり、1部・2部に分けてそれぞれ中学校区で絞っておりますので、それぞれの議員の皆さんの御自分の活動の中心となる場所にいられるとか、そこは自由にやっていただいてもよろしいと思います。もちろん1部・2部両方出ても全く差し支えはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（中島由美子） 次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市 一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（尾寄菊一） まず、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書の78ページをお開きください。

10款5項4目図書館費で、備品購入費330万円の増額でございます。うち、320万円は、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を活用し、紫外線による図書の除菌、消臭抗菌剤を循環させ不快な臭いの除去、送風によるほこり取りなどページ間の清掃をする図書消毒機2台を購入し、図書館利用者が安心して図書資料等を借りることができる環境を整備するものがございます。

また、10万円は、受け入れた寄附金を活用し、寄付者の意向に沿って、図書等を購入するものがあります。

歳入について説明をいたします。28ページをお願いします。

19款1項8目図書館費寄附金10万円は、祁答院町出身の方より匿名で寄附がありましたので受入れを行い、歳出のところで少し申し上げましたが、寄附者の意向により、祁答院分館の図書等

の購入に充てるものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（中島由美子）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）各会計予算書・予算に関する説明書、第13回補正予算書の79ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

10款5項6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費を77万6,000円減額するものです。内容は、会計年度任用職員の報酬及び委託料の減額でございます。

また、下段、少年自然の家事業費の減額59万9,000円は、新型コロナウイルス感染症による主催事業の中止に伴う不用額及び甕島で開催予定でありました夏のアドベンチャー事業を台風接近のために本土での短縮開催に変更したことによる不用額を計上したものであります。

歳入についてはございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）総務文教委員会資料の一番最後になります、11ページを御覧ください。

今月末に開催いたします冬のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの挑戦」について説明いたします。

本事業は、今回で17回目の開催となります。小学5年生から高校3年生までの子どもたちが異年齢集団での宿泊生活を送りながら、自主性や協調性、郷土愛などを養い、次代を担うリーダーを育成することをねらいとしているものです。12月25日から27日の2泊3日で実施いたします。

新型コロナウイルス感染予防対策として、募集定員を50名から30名に減らして募集したところ、52名の応募がありました。現在、事前説明会を終え、週末ごとに少年自然の家周辺の道路を使って自転車練習を行っているところでございます。

主な活動内容を説明いたします。

モトクロス自転車を使って、本市及びさつま町の全行程91.7キロメートルを走ります。最終日の14時半ごろに、寺山の上り坂を登り切って本所に到着する予定です。

また、甲冑工房丸武、国指定の有形文化財旧増田家住宅、入来麓の武家屋敷群、国立天文台入来観測局等の見学を通して、本市の特色ある産業や史跡等について学び、ふるさとのよさを認識する機会とします。また、入来の史跡見学の際は入来小児童との交流を行います。その他、創作活動や炊飯活動などを通して新しい仲間と一緒に活動する楽しさを味わわせたいと考えています。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策としま

して、家庭での毎日の検温と健康観察の実施及び実施期間中のマスク着用、手指消毒、換気等基本的事項の徹底を行ってまいります。

○委員長（中島由美子） それでは、ただいま説明がありましたが、質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

では、休憩に入ります。開会は、おおむね13時15分とします。

~~~~~

午後0時 7分休憩

~~~~~

午後1時13分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど文化課のところで副委員長が質問されたことが、回答があったそうですので説明をお願いします。

○文化課長（堀切良一） 先ほど質問いただきました柚木崎跡跡のことにについて報告をさせていただきます。

今、県が発掘調査をやっております、その現場責任者から確認をいたしました。

まず、遺構が遺物が発見されたのかということを知られたんですが、特に遺構とか遺物は特別なものは発見されていないということでした。内容としましては、井戸跡の近くに工房跡の可能性があるので今から詳細な調査をするということでした。

窯元の調査自体が県内そう多くないということもあります。また、これまでの発掘調査で工房跡が発見されるケースが少ないということもありますが、窯と工房というのは一体のものでございますので特段の珍しいものであるとか、特別なものであるかというものではないということでした。

今後、また調査を県のほうが進めていくんですが、こういう話がどういうふうに伝わったかということについて、そこも聞いてみたんですが、特段に地区コミの方々に情報提供したことはない

ということでした。ただ、日常、見学の方がいらっしゃいますので、その方々に説明をする中で話題の一つとして工房跡の可能性があるということをお話したものじゃないかということでした。

調査する中で、今後、工房跡が確定した段階で市のほうには情報提供してもらうようにお願いしております。

○委員長（中島由美子） 分かりました。ありがとうございました。

△総務課の審査

○委員長（中島由美子） では、総務課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅） 予算に関する説明書の33ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項、総務一般管理費で給料、職員手当等、共済費につきましては、人事異動や育児休業等に伴う減額分を、報償費につきましては人事交流に伴う研修謝金の実績見込みによる減額分を、研修旅費及び負担金につきましては新型コロナウイルス感染拡大のため実施できなかった研修経費の減額分を補正するものです。

なお、公課費につきましては、この後、議会資料で説明いたします。

一つ事項を飛びまして、事項、職員厚生事業費は、普通旅費及び食糧費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大のため参加できなかった会議の経費を減額し、消耗品費につきましては、職場の新型コロナ感染予防対策として消毒液等を増額補正するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、31ページをお開きください。

一番上でございます。源泉徴収所得税徴収金146万円のうち総務課分は、源泉徴収漏れのありました対象者が納付する追徴税額57万7,200円で、これにつきましてもこの後、議

会資料で説明いたします。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、14ページをお開きください。

総務課分は一番上の定年延長関連例規整備事業で、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は220万円です。

職員の定年延長につきましては、本年6月に地方公務員法が改正公布され、令和5年度の定年退職者から段階的に1歳ずつ引き上げとなりますが、令和5年度に60歳となる職員につきましては、その1年前である令和4年度中に、退職するのか、定年延長するのか、定年前の短時間再任用を選択するのか、条例に基づく意思確認を行う必要があるため、早期に条例改正を行う必要がありますが、改正を行う条例、規則等が40本以上あることと、改正案が国からまだ本日現在まだ示されてはおりません。時間も情報もない状況の中、職員で対応することが困難なことから、専門業者に改正作業を委託するもので、9月議会に条例改正の上程を目指すものです。

それでは、公課費につきまして、議会資料で説明をいたします。

総務部、商工観光部、消防局連名の資料を御覧ください。

1の経緯、理由等でございますが、本年8月23日から8月27日にかけて本庁で実施されました鹿児島税務署による税務実地調査におきまして、平成29年から5年間の源泉徴収漏れを指摘されました。

2の指摘事項ですが、全体として4件の指摘がございましたが、総務課関係分は1番目の住宅借入等の特別控除で、年末調整時、いわゆる住宅取得控除申告におきまして、金利が有利な金融機関に借り換えた際、借換え手数料も控除対象として職員が申告されたものが、借換え手数料につきましては控除対象とならないと指摘されたものが主な理由でございます。件数としては20件、対象職員は7名、追徴税額、延滞税、加算税合計64万9,000円を今回の補正でお願いしております。

3の今後の対応としましては、歳入にも計上しております追徴税額の57万7,200円につきましては、市が一旦立替え納付し、後日対象者に納付書を発送する予定です。延滞税、加算税につ

いては、源泉徴収義務者として市が国に納付をいたします。

今回、延滞税、加算税を負担することになりましたこと深くおわび申し上げます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）もう一回ちょっと詳しく教えてほしいんですけど、住宅の借換えにおけるそのお金、加算税というのは普通、重加算税なんで、延滞税は分かるんです。加算税がかかるときはより罪が重いときに加算税というのがかけられたという記憶があるんですけど、その延滞税と加算税を市が雇用者として払うということですか。個人に払わせるんじゃないくて。

○総務課長（橋口 堅）今回、市が加算税、延滞税を負担しなければいけない理由としましては、所得税法上、市役所も一つの事業所でございます。適切な時期に適切な額を源泉徴収をして払わなければならなかったことが、適切な時期に適切な額を源泉徴収して払わなかったということで延滞税、加算税がつくということで聞いています。

○委員（川添公貴）分かったけど、納得せん。もうちょっと詳しく説明して。

○総務部長（田代健一）非常に税の課税のことですので、税法上、定められている制度に従わなければならないところなんですけれども、市が課長からもございましたように事業者として特別徴収義務者になっておりますので、その特別徴収義務者として徴収を間接的に受け持っているという部分で必要な申告がされている部分については正しく申告を受け付けて税を預かる義務があるということで、適切な時期、申告がなされた時点でこれを適切に徴収しておれば延滞が生じなかったということで延滞金、加算金を課されたものというふうに理解しております。

なお、これは本市であるからということではなくて、大きな事業所については定期的にこういった税務署からの調査が入る中で過去徴収がなされていないものについてはこのような取扱いがなされていると聞いております。

○委員（川添公貴）その仕組みは分かるんで、源泉徴収っていうのは、言えば預り金みたいなもので整理をするんだけど、そのときに徴収義務者

がきちっと精算しなくて法律にのっとってやっていなくて、その瑕疵があったのは支払者、言えば雇用主側ということでもいいわけですね、大きく言えば。だから、個人には非がなかったんだけど、雇用者が義務を怠ったために加算税が、延滞税が加算された。もう一つ言うと雇用主に対しての課税、大きく言えば、そういう形でよろしいね。

追徴課税の分については、今後分散で徴収する、個人徴収、その他雑収入でいくということです。よくあることなんで、民間企業におったんで分かるんですけど、そこはきちっと申請するとき量がたくさんあるんで分かるんです。そこら辺は周知をしていただいて、この追徴で取られる必要がないお金まで取られることのないように、やっぱりちょっと大変でしょうけどきちっと整理を掛けたほうが注意をしてやっていただければありがたいと思います。

○総務課長（橋口 堅） もうちょっと詳しく説明をさせていただきますけれども、今回、年末調整時に職員から住宅取得控除を提出されます。その際に金融機関が発行した借入残高の証明書が添付されます。例えば年末までに1,000万円の残高がありますという証明書があると、その1%である10万円が税控除になってきます。

今回、税務署に指摘されたのは確かに残高証明は1,000万円だけれども、住宅取得に関わる部分は950万円これは借換えを行っていて、そのときの手数料が50万円入っているので1,000万円の1%ではなくて950万円の1%が正解ですという指摘でございました。税務署は特別な調査権がございますので分かるんですけど、我々総務課職員はそういった調査権がありませんので職員に確認をするしかございません。職員がこれはもう手数料が入っていませんと言われると分からないわけですし、職員側も金融機関が住宅取得控除用に作られた証明書ですので手数料は入っていないということで思っていっちゃいますのでなかなか事業者がちょっと把握することは難しいんですが、11月30日付の報道によりますと政府与党の方針としてこの金融機関の残高証明書を本人に交付するのではなくて、税務署に直接交付をして税務署が住宅取得控除の控除額を入れた申告書を本人に渡して、本人がそれを事業所に持って行って年末調整をするという方

向に変えるということで、これは12月中にまとめられる2022年度の政府与党の税制改正大綱に盛り込まれるということで聞いておりますので、そのような取扱いをすれば今回のような申告漏れとか申告間違いはなくなるものというふうに考えております。

○委員（川添公貴） 政府がそうやって決めてもらえれば、税制調査会で今やっているのは1%じゃなくて0.7%にして限度額を2,000万円に落とすのかな、期間も短くするというのがあったんで、こういう事案が出てくると、今おっしゃった手続上の変更があればいいとして、仮になんていいたくは気をつけないとまた同じ轍を踏むような形にならないようにとは思っています。

おっしゃった内容で税制調査会が決めれば、もう何ら問題はないでしょうけど。

それと、余計なことですけど、なるべく職員の皆さん方に損がないようにまたよろしく願いしておきたいと思います。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅） 資料はございませんが、本年度の人事院勧告の取扱いについて説明をさせていただきます。

本年度の一般職員の給与に関する人事院勧告につきましては、年間の期末手当を0.15月分引下げ、実施時期については、本年度は、12月期末手当で0.15月分を、来年度は、6月期、12月期に、それぞれ0.15月分の2分の1である、0.075月分を減額するよう勧告されましたが、国家公務員につきましては、衆議院の解散総選挙の関係で12月期末手当の基準日である12月1日までに法律改正ができずに、結果として本年度分の減額分を来年度6月期の期末手当で調整することで決定されております。

結果としまして、来年6月期の期末手当は、

0.075月分と、本年度の0.15月の合計0.225月分、金額にして約10万円前後減額されることになります。

なお、地方公務員につきましても、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう11月24日の給与関係閣僚会議、それから官房長官談話、総務副大臣通知により要請がございました。本市におきましても職員労働組合と協議の上、国家公務員と同様の取扱いとすることで了解を頂いたところでございます。

したがいまして、人事院勧告に関します給与条例等の改正につきましては、本12月議会では提案せずに3月議会以降に提案する予定でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

---

#### △秘書室の審査

○委員長（中島由美子）次は、秘書室の審査に入ります。

---

#### △議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（山元一将）予算書、予算に関する説明書の33ページをお開きください。

2款1項2目、事項、秘書管理費において3役の出張等に係る普通旅費及び各種会合への会費あるいは慶祝等に係る交際費についての減額をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響でこれまで中央省庁への各種要望活動、各郷土会、市内イベント等の多くが中止となっております。一部、ウェブでの開催等もあった状況ですが、普通旅費及び交際費において執行残を見込んでおります。このようなことから、今回12月補正にて減額をお願いするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室の審査を終わります。

---

#### △文書法制室の審査

○委員長（中島由美子）次は、文書法制室の審査に入ります。

---

#### △議案第110号 薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第110号薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（久米道秋）議案つづり、その1、110—2ページをお開きください。

まず、デジタル庁の所管が変更されたことに伴い、条文中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるとともに、通称、マイナンバー法の改正に伴い、条例で引用している規定の繰下げが行われたため、形式的な改正を行う必要が生じたものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○総務課文書法制室長（久米道秋）それでは、予算に関する説明書の33ページをお開きください。

一番下の段になります。2款1項2目文書行政一般事務費3万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、開催中止となりました九州地区法律問題研究会への出会旅費を減額するものでございます。

次に、34ページをお開きください。

一番上の段になります。情報公開事務費6万9,000円の減額は、出張裁断業務委託の実績に伴い、委託料を減額するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

す。

以上で、文書法制室の審査を終わります。

△財政課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）第13回補正の予算書を御準備ください。

まず、歳出について説明いたします。84ページを御覧ください。

12款1項公債費1目元金は、長期債償還元金において借入額が当初予定より減少したことから、その不用額を減額するものであります。

同款同項2目利子長期債償還利子は借入額が当初予定より減少したことや、借入れ時の利率が見込みよりも低利率で借り入れられたことから、その不用額を減額するものであります。

次に、歳入予算について説明いたしますので、19ページを御覧ください。

11款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額するものであります。

20ページを御覧ください。

12款1項1目地方交付税は、普通交付税の算定において単位費用の増や臨時財政対策債の振替額の減少、補正計数の増加などにより交付決定額が大幅に増となったことから増額するものであります。

23ページを御覧ください。

16款2項1目総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や地域経済への支援等に係る事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものであります。

29ページを御覧ください。

20款1項1目財政調整基金繰入金は今後の財源対策として同繰入金を減額するものであります。

30ページを御覧ください。

21款繰越金は今回補正の財源として前年度繰

越金を増額するものであります。

32ページを御覧ください。

23款市債についてであります。1目総務債の旧国民宿舎解体事業債は、里町の旧国民宿舎こしきしま荘の解体に係る財源として計上するものであり、5目農林水産業債の農業施設整備事業債は事業の執行見込みにより減額するものであり、7目土木債の道路整備事業債は市道本町・矢立線整備事業等の財源として増額するものであり、10目災害復旧債の現年公共災害復旧事業債、現年単独災害復旧事業債及び過年公共災害復旧事業債は農業用施設や市道等の災害復旧事業に係る財源として増額するものであり、13目臨時財政対策債は発行可能額の決定に伴い減額するものであります。

次に、15ページを御覧ください。

第5表、地方債補正について説明いたします。

追加の1事業及び変更の6事業は先ほど市債で申し上げた内容について起債の目的ごとに借入限度額等を追加または変更するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）特別交付税が決定されたようですが、本市にはどれくらい来る見込みかな。

○財政課長（鬼塚雅之）今回の特別交付税の決定は、12月交付、特別交付税は年2回交付がでございます。年2回と申しますのは12月の交付分と3月の交付分がありまして、12月の交付分は基本的には通称ルール分と言っているんですけども、特別交付税でこれだけ見ますといういろいろな対象事業がでございます。それらの数値に基づいて交付決定されるものでありますけれども、金額的には3億4,000万円程度だったと思っ

ております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

#### △財産活用推進課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財産活用課の審査に入ります。

#### △議案第120号 令和3年度薩摩川内市 一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（奥平幸己）歳出から説明いたします。

34ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費は、旧国民宿舎こしきしま荘の解体工事に係る実施設計業務委託、AED購入済みによる備品購入費の執行残の減額、市有施設の適正な維持管理のための市有施設保全基金積立金でございます。

こしきしま荘解体工事については、後ほど委員会資料で説明をさせていただきます。

次に、36ページをお開きください。

11目庁舎管理費は、庁舎警備業務委託等のほか、委託料の執行残の減額及び令和4年4月1日の組織再編に伴う庁舎内の表示板や電話・電気など配線変更等の工事請負費でございます。

次に、歳入について説明いたします。

27ページをお開きください。

18款1項1目財産貸付収入については、8月9日から旧陽成小学校の利活用が開始されたことによる貸付料収入でございます。

次に、13ページをお開きください。

第3表の繰越明許費でございますが、2款1項総務管理費の旧国民宿舎こしきしま荘解体事業に係る実施設計業務について、解体工法等の検討に期間を要するため繰り越すものでございます。

それでは、旧国民宿舎こしきしま荘の解体工事の概要を説明いたしますので、総務文教委員会資料1ページをお開きください。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、1、経過でございますが、建物は昭和48年建築の鉄筋コンクリート4階建、2,407.80平米で、平成8年に閉鎖されております。

これまで、解体の検討もされたようですが、周辺住民から台風時の風よけのため残してほしいという意見があり着手されなかったようでございます。

そのような中、平成30年度に周辺住民の理解が得られたということで、里地区コミュニティ協議会から解体に関する要望書が提出されました。当時は、解体費用が多額になることから、事業着手を検討させていただくこととし、施設内への侵入防止策等の強化を図ったところでございます。

今回、2に記載のとおり、閉鎖から25年経過、老朽化が進み、倒壊の危険性があること、観光客の増加により立ち入りの危険性があること、地域からの要望があること、新過疎法において、本市は、一部過疎地域の特例を受けており、過疎債（ソフト事業）の適用期限が本期間内と思われることから、この財源を活用することで、事業着手を決定したところでございます。

なお、適用期限の実際は計画期間の翌年度、令和8年度までとなっているようでございます。

スケジュールは、令和4年2月中旬から7月中旬に実施設計を行い、令和5年1月から約12か月——1年でございます、令和5年12月の工事を予定しております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（奥平幸己）総務文教委員会資料1ページ、下段をお開きください。

下甌支所の仮設移転については、9月の総務文

教委員会で説明いたしました、その後、地域への説明を行いましたので結果を御報告させていただきます。

資料に記載のとおり11月10日に手打地区コミへ11月19日に甌島区域全地区コミュニティ会長へ説明をいたしました、特に異論はなかったことから計画どおり進めてまいりたいと思います。

スケジュールとしましては、令和4年1月から準備を開始、令和4年度になってから設計施工一括方式による整備を進め、令和5年3月に完成、令和5年4月1日からの業務開始を目標に取り組んでまいります。

また、その他につきましては、甌島地域一体化方針に関連する支所の取扱いについて記載しておりますが、各支所を含む公共施設等については、今後、公共施設総合管理計画及び個別計画に基づき機能集約や複合化、長寿命化等を計画的に進めていくこととしております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課の審査を終わります。

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（中島由美子）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

#### △議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）まず、歳出に係る補正について、御説明いたします。

予算に関する説明書、39ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費につきましては、10月の人事異動等に伴う職員給与費の補正のほか、新型コロナウイルス感染症への感染防止を図るため、職員研修等への参加を見合わせたものに

係る旅費及び出席負担金の減額でございます。

2 款 2 項 2 目賦課徴収費につきましては、賦課徴収事務費の手数料は、軽自動車税環境性能割に係る事務取扱手数料について、県への支払が完了したことから実績による減額でございます。

委託料は、マイナンバーカードの普及等により所得課税証明書のコンビニでの交付が増加しており、総務手数料への繰入額が不足する見込みによる増額でございます。

市税歳出還付金は、法人市民税の中間納付額の還付金等が不足する見込みによる増額でございます。

固定資産評価事業費の委託料につきましては、入札執行により生じた差額を減額するものでございます。

収納率向上特別対策費、徴収管理費につきましては、収納課長のほうから御説明いたします。

○**収納課長（山口隆雄）** 収納率向上特別対策費につきましては、時間外勤務の実績見込みによる職員手当等の減額と新型コロナウイルス感染症の影響により、県の合同公売会等が中止になったため不用となった旅費を減額するものです。

徴収管理費につきましては、同様にコロナの影響により中止になった会議等に係る旅費の減額と使用料及び賃借料につきましては、通信機器使用契約額確定に伴う執行残の減額です。

○**税務課長（佐多誠一）** 次に、歳入に係る補正について、御説明いたします。

予算に関する説明書、18 ページをお開きください。

1 款 3 項軽自動車税 2 目種別割 1 節現年課税分は、調定現額及び収納見込みによる増額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、21 ページをお開きください。

1 5 款 2 項 1 目総務手数料 1 節総務手数料は、所得課税証明書のコンビニ交付の増加に伴う収納見込みによる増額でございます。

○**委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○**委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

---

△契約検査課の審査

○**委員長（中島由美子）** 次は、契約検査課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○**委員長（中島由美子）** それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。また、報告事項ありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課の審査を終わります。

---

△防災安全課の審査

○**委員長（中島由美子）** 次は、防災安全課の審査に入ります。

---

△議案第 120 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○**委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました議案第 120 号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○**防災安全課長（堂元光信）** それでは、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書の 34 ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目秘書広報費のうち、防災安全課分は説明の欄、自衛官募集事務費の減額でございますが、工事請負費及び薩摩川内市防衛協会補助金の不用額によるものでございます。

続きまして、36 ページをお願いします。

同じく12目市民相談交通防犯費のうち、防災安全課分は説明の欄、下段のマル印、防犯対策費の減額でございますが、薩摩川内地区防犯協会負担金の不用額によるものでございます。

続きまして、72ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費の説明の欄、米印の防災安全課分でございますが、報償費と普通旅費につきましては、薩摩川内市防災対策有識者会議等の不足分によるもので増額となっております。

消耗品費、備品購入費につきましては、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の強化としまして、避難所の換気を行う備品の購入や手指消毒等の消耗品を購入するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

---

△原子力安全対策室の審査

○委員長（中島由美子）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）それでは、まず、歳出について、予算に関する説明書の38ページをお開きください。

2款1項16目原子力対策費、事項、広報調査事業費、626万8,000円の減額は、1節報酬において会計年度任用職員の報酬改定差額を増額するほか、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催とした原子力安全対策連絡協議会や実施を見合わせた発電所見学会、各種会議や研修に係る経費、また、原子力広報に係る文書送達委託料、放射線普及啓発人材確保補助金などについて執行見込みに基づき減額しようとするものです。

次に、歳入について、25ページをお開きください。

17款2項1目総務費補助金のうち、3節広報・調査等交付金、598万6,000円の減額は、歳出、広報調査事業に対応して減額しようとするものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室の審査を終わります。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）予算

に関する説明書の41ページをお開きください。

2款4項1目選挙管理委員会費及び同項2目選挙啓発費は、新型コロナウイルスの影響により総会等が中止及び開催できなかったことから旅費等を減額しようとするものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

#### △会計課の審査

○委員長（中島由美子）次は、会計課の審査に入ります。

#### △議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○会計課長（西元哲郎）予算に関する説明書の34ページをお願いいたします。

中段になりますが、2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費におきまして、鹿児島県の最低賃金改定に伴い、会計年度任用職員報酬1万2,000円の増額をお願いするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

#### △監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

#### △議案第120号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長及び公平委員会事務局長（茶園勝久）それでは、予算に関する説明書の35ページをお開きください。

下段になりますが、2款1項9目公平委員会費、事項、公平委員会費につきましては、54万5,000円の減額をお願いしております。

これは新型コロナウイルス感染拡大防止による定期総会、研修会等の書面開催に伴う委員等報酬、旅費及び負担金等の減額によるものでございます。

引き続きよろしいでしょうか。

次に、予算に関する説明書の43ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費につきましては、60万7,000円の減額をお願いしております。

これは、監査委員の市内旅費の減額と、新型コロナウイルス感染拡大防止による定期総会、研修会等の書面開催に伴う旅費、負担金等の減額によるものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

△議事調査課

○委員長（中島由美子）次は、議事調査課の審査に入ります。

△議案第120号 令和3年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第120号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）予算書の14ページをお開きください。

表が二つございますが、下のほうの2、変更のほうの表でございます。会議録翻訳業務委託に係る債務負担行為の増額変更をお願いするものでございます。

変更前の額につきましては、令和3年度当初予算に当たりましてお認めいただいたものでございますが、今般、令和4年度の歳入歳出予算化をするに当たり、見積りを取り直しましたところ、業者が増額の見積りを提出してきたことから債務負担行為の増額変更をお願いするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第120号令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね14時30分とします。

~~~~~

午後2時13分休憩

~~~~~

午後3時12分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△請願第5号 平成29年（2017年）

10月23日（月）県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する調査についての請願

○委員長（中島由美子）それでは、審査を一時中止しておりました請願第5号平成29年（2017年）10月23日（月）県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する調

査についての請願を議題とします。

ここで申し上げます。本請願の紹介議員である成川幸太郎議員については、副議長就任に伴い、申合せにより、さきの本会議において本請願に対する紹介の取消しが許可されましたので、お知らせいたします。

それではここで、前回の委員会における紹介議員からの説明及び紹介議員への質疑を踏まえ、まず委員間の自由討議を行います。

自由討議としたい論点、またはその他、御意見はありませんか。

○委員（新原春二） 4名の紹介議員のほうから、先日、事情聴取、説明を受けたわけですが、まず、当初私が言ったようにこの請願の前文のほうで「強い癒着があり」という断定をされていますし、スクールバス事業を通して交付金が不当に流れ、市民の財産が食い潰されたという項目があるんで、まずここが非常に私としては問題にしたところです。

今日、今、教育委員会のほうから聞き取りをやった中で事故は平成29年の12月23日に発生をして、そのときも担当が事情聴取をしているようであります。そしてまた顛末書が出てから顛末書に基づいて調査がされている。ただ、教育委員会の欠点でありますそのものが記録として残っていないということでもないと報告を受けました。したがって、我々はこの顛末書が最終的な事故の報告ということにならざるを得ないというのが、まず1点。

それから、ドライブレコーダーの関係についてもありましたが、これについてはドライブレコーダーは調査をしたけれども残っていなかったというのがあって、これについても事後調査ができないと、あと、事故を起こした運転手の再調査をお願いするという項目もありましたが、教育委員会としてはやらないということであります。

修理代の関係についてはここに書いてあるとおりになるのか分かりませんが、これは教育委員会が主体になって取り扱う代物ではなくて、業者同士がやり取りをする項目で、教育委員会としてはその報告を受けるのみということで、それについては教育委員会として高い、安いということはいえないという判断でありました。したがって、1番から4番まで、今調査をしたわけですが、

これについてはもう記録は残っていない、当事者がいないということになれば、委員会として調査のしようがないということが、まず1点であります。

それから、6番目につきましては、これは契約のことですから事故との関係はないですので、これは調査する必要がないと思います。

7番目は、保険会社との関係ですが、これも教育委員会と保険会社というのは全くつながっていませんので、これについても調査のしようがないということでもあります。

したがって、調査すべきは私はもう調査をしたと思いますので、特に癒着と公金の流用、これについては事実は認められないということでもありますので、これについては私はもう判断を下すべきじゃないかなというふうに私は思います。

○委員長（中島由美子） ほかに御意見ありませんか。

○委員（屋久弘文） 先ほど協議会の中でいろいろ話をしたとおりなんですが、ちょっと腑に落ちていない部分が3点ほど、繰り返しますけど、発生時刻、それから損害額、それから入札の方法、そういうあたりをやっぱり教育委員会でもう一回調査してもらいたいという思いもありますけど、先ほどの協議の中でもあったようにほかの請願については癒着の公金流用のとか言われるとおりそういう内容も含まれているので、そこはとりあえず置いておいて、私たち、請願の紹介議員も含めてですけど、本会議の場ぐらいで取り上げて質問していくしか方法が今聞いてみればないので、そっちの方向で今後は検討していかざるを得ないのかなというふうに思っております。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） ここで、自由討議は終わりたいと思います。

それでは、この請願についての取扱いについて話を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、どのようにしましょうか。

○委員（坂口健太） 十分に議論も尽くされたので採決してはと考えます。

○委員長（中島由美子） よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） それでは、討論、採決を行いたいと思いますが、まず、討論がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、討論の声はありませんので、採決をしたいと思います。

これより起立により採決を行います。本請願について、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中島由美子） 起立少数であります。よって、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、請願第5号の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（中島由美子） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（中島由美子） 次に、閉会中の委員派遣について、お諮りします。

先日協議しましたとおり、来年1月26日から28日まで行政視察を実施します。については、委員派遣手続については、先ほどの行政視察を含め、委員派遣を行う必要がある場合は、委員長に一任頂きたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

△閉 会

○委員長（中島由美子） 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 中 島 由 美 子